

令和7年度みえの担い手育成！進学予定高校生への職業理解促進事業委託 業務仕様書

1 委託業務の目的

高校において実施されている「探究学習（※1）」や進路指導の一環として、高校生を対象とした県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展を開催し、進学希望者が多い普通科で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深め、進学後に、Uターン就職も視野に入れた進路選択につながることをめざす。

（※1）生徒自身の身近な疑問や、地域・社会の抱える課題の解決に向けて、情報収集・分析や意見交換、プレゼンテーションなどを行う学習活動

2 委託業務の内容

（1）委託業務名

令和7年度みえの担い手育成！進学予定高校生への職業理解促進に関わる委託業務

（2）委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

（3）事業実施校

- ・ 県立桑名西高等学校（桑名市志知字東山2839番地）
- ・ 県立相可高等学校（多気郡多気町相可50）
- ・ 県立宇治山田高等学校（伊勢市浦口3丁目13-1）

（4）委託業務の内容

受託者は、三重県教育委員会（以下「委託者」という）が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに、高校生対象の企業展を県内3か所で開催し、企業展の内容の企画、当日の進行、運営を行うとともに、実績報告書を作成し納入しなければならない。

（企業展の内容）

- ①事業実施校（三重県立桑名西高等学校、三重県立相可高等学校、三重県立宇治山田高等学校）の生徒が、各企業ブースで、県内企業の持つ技術やノウハウを体験することができる企業展とすること。
- ②参加した生徒が、各企業の世の中に果たす役割等がイメージできるような「キーワード」を設定し、各企業ブースのエリアを「キーワード」で分類すること。
＜エリアの「キーワード」例＞
「ものづくり」「食・健康」「まち・お金」「こども・福祉」
「先端テクノロジー」等
- ③参加企業の業種や地域については、事業実施校の要望をできる限り反映したものとすること。

- ④単なる企業の紹介のイベントであると誤解を受けないよう、高校生に、今後の学びや人生にとって有意義なものであることを連想させる企業展のネーミングを考案すること。

(体験方法)

- ⑤参加生徒が5～10人程度で1グループを構成し、1体験あたり15分程度で、6社程度を体験できるようにすること。
⑥参加生徒のどのグループも、すべてのエリアの企業を体験することができるよう、事前に体験スケジュールを組み、事業実施校へ伝えること。

(参加企業への説明)

- ⑦進学希望の高校生が参加する体験型の企業展であることや、高校生に対する求人活動ではないことを、参加企業へ説明すること。
⑧各ブースでの説明または展示物の中に、「大学での学びがどのように今の仕事につながっているか」が分かる内容を入れること。

(事前、事後)

- ⑨生徒が企業展の事前学習と事後学習に活用できる教材を、事業実施校へ提供すること。
⑩企業展に参加した生徒の満足度や、将来の就職先として魅力を感じたかどうかが分かるアンケートを実施すること。アンケートの実施については、企業展へ参加したことで、生徒の意識がどのように変化したかがわかるよう、企業展の参加前と参加後の2回のアンケートを実施し、集計したものを報告書へ記載すること。

(本契約に含める費用)

- ⑪企業展の会場及び備品は、三重県教育委員会または事業実施校が用意する。ただし、会場となっている施設が所有する備品（長机、パイプ椅子等）以外に必要な備品や電気配線工事等の代金は、本委託契約に含めること。
⑫企業展の準備に係る人件費等は、本委託契約に含めること。
⑬企業展の開催にあたり保険への加入が必要な場合は、保険料を本委託契約に含めること。

※参加生徒に係る輸送費は、現地集合または自校での開催のため不要。

(各地域の開催概要)

○北部地域

- ・参加生徒数 三重県立桑名西高等学校 約280人
- ・開催日時 令和7年7月14日(月)
- ・開催場所 〒510-0075 三重県四日市市安島1丁目3-18
四日市市地場産業振興センター
ホール、展示室、大研修室、研修室5、小研修室
情報交換室1、情報交換室2

※上記開催場所は、三重県教育委員会で予約済

※上記開催場所で借用できる備品は、三重県教育委員会で費用を負担する。(数量が多くなる場合は、事前に三重県教育委員会まで相談すること。)

※予約時間は、9時00分～17時00分まで
(情報交換室1のみ、13時00分から17時00分まで)

※日程

9時00分～12時00分 会場準備

13時00分～16時00分 企業展

16時00分～17時00分 片付け

- ・参加企業 県内企業 30社程度
- ・生徒の輸送 なし(現地集合)

○中部地域

- ・参加生徒数 三重県立相可高等学校 約200人
- ・開催日時 令和7年7月以降で平日1日(契約後に、事業実施校と相談して決定すること)
- ・開催場所 〒519-2181 三重県多気郡多気町相可50
三重県立相可高等学校(使用施設未定)

※使用する施設や備品については、契約後に事業実施校と相談して決定すること。なお、学校が所有する備品の借用に係る費用及びエアコン代は、本委託契約には含めない。

(参考)

	使用可	エアコン
体育館	床シート、パイプ椅子、長机	なし
多目的ホール	パイプ椅子、長机、スクリーン プロジェクター	あり
武道場	パイプ椅子、長机	あり
各教室	机、椅子、プロジェクター、スクリーン	あり

- ・参加企業 県内企業 20社程度
- ・生徒の輸送 なし

○南部地域

- ・参加生徒数 三重県立宇治山田高等学校 約200人
- ・開催日時 令和7年7月から9月の間で平日1日(契約後に、事業実施校と相談して決定すること)
- ・開催場所 〒516-0062 三重県伊勢市浦口3丁目13-1
三重県立宇治山田高等学校
各教室(机、椅子、プロジェクター、スクリーン、
エアコンあり)

※使用する施設や備品についても、契約後に事業実施校と相談

して決定すること。なお、学校が所有する備品の借用に係る費用及びエアコン代は、本委託契約には含めない。

- ・ 参加企業 県内企業 20社程度
※使用できる教室数に応じて、参加企業の増減あり。
- ・ 生徒の輸送 なし

3 報告書等の提出

受託者は、令和8年3月19日（木）までに、業務完了報告書（様式1）を作成し、委託者に提出する。

4 個人情報の取扱い

個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

5 機密保持

受託者は何人に対しても、受託期間中、または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県の業務の一切を漏らしてはならない。

6 著作物の取扱い

本事業により作成する一切の成果物の権利は全て三重県教育委員会に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合は、その取扱いについては受託者により適切な処理を行うものとする。

7 その他

- (1) 業務実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や業務内容については、委託者と受託者が協議をして実施する。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が（2）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (4) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県教育委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

- (5) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。
ただし、参加者（三重県教育委員会事務局高校教育課職員、高校教員、高校生等）の旅費等、個人的性質の費用は委託料に含まない。
- (6) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。